

旧(株)RD産業廃棄物最終処分場 特定支障除去等事業 一次対策工事の結果

1. 特別管理産業廃棄物相当物を始めとする原因廃棄物等の掘削除去
 - ◆ 実施計画およびその実施結果
 - ◆ 一次対策工事で掘削した廃棄物土の状況
 - ◆ 一次対策工事(掘削)に伴う浸透水への影響の確認
2. 浸透水揚水井戸の新設による地下水への汚染拡散の軽減
 - ◆ 実施計画およびその実施結果

1. 特別管理産業廃棄物相当物を始めとする原因廃棄物等の掘削除去

実施計画

- ◆ 掘削にあたっては、雨水等の廃棄物土層への浸透を遮断し、地下水への汚染拡散を防止
- ◆ 東側焼却炉周辺(A、B、C、D区画)をオープン掘削し、原因廃棄物等を除去
- ◆ 掘削範囲境界部(A、B、C区画)にドラム缶等が確認された場合は、それらも除去する
- ◆ A、B、C区画の掘削完了時に掘削面のEM探査を行い、磁化率の高い所があれば二次対策で掘削除去を検討
- ◆ 掘削完了後は、掘削箇所をキャッピングして雨水等が廃棄物土層へ浸透するのを遮断することにより、地下水への汚染拡散を防止(シートにたまった雨水はポンプで排除)
- ◆ 浸透水、地下水のモニタリングを行い、汚染拡散の兆候が見られた場合は作業を中断して掘削範囲の変更等を行う

実施結果

- 悪天時は掘削を中止し、掘削しない時はシートで仮キャッピング
- 原因廃棄物等を掘削し、掘止めを確認し、適正に場外処理(下表参照)
- A、B区画の境界部において医療系廃棄物混じり土を確認し、追加掘削を実施
- A、B、C区画の境界部においてドラム缶、液状廃棄物浸潤土砂等は確認されなかった
- EM探査の結果、磁化率の高い所は確認されなかった
- A、B区画については、掘削後にシートでキャッピング
- C、D区画については、埋め戻し
- シートの上にとまった雨水を排除するため排水ポンプを設置して沈砂池へ排水
- 浸透水、地下水ともに汚染拡散の兆候は確認されなかった

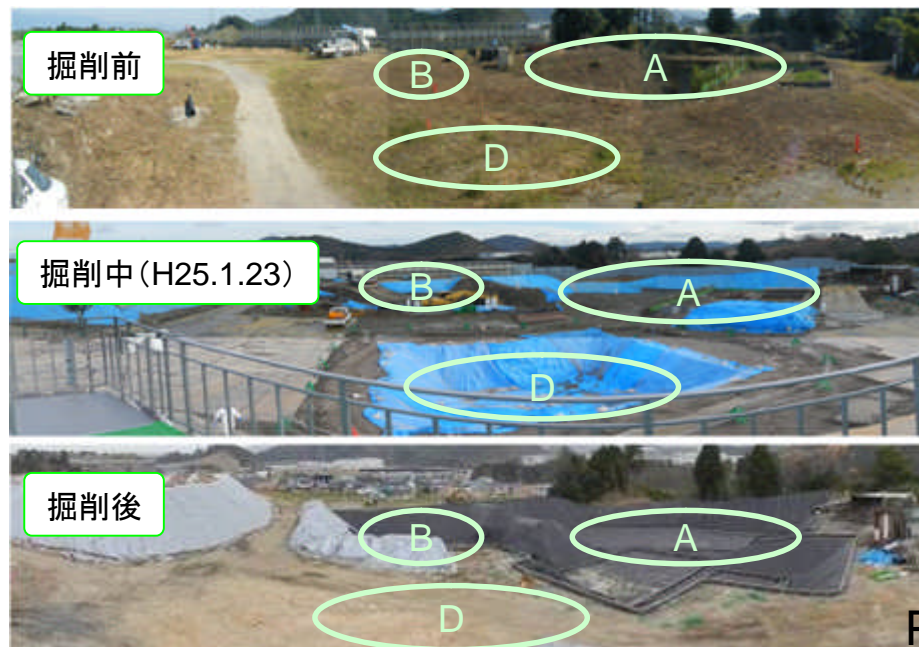
工事期間: H24.8~H25.3

工事業者: 清水建設(株)

運搬・処分業者:

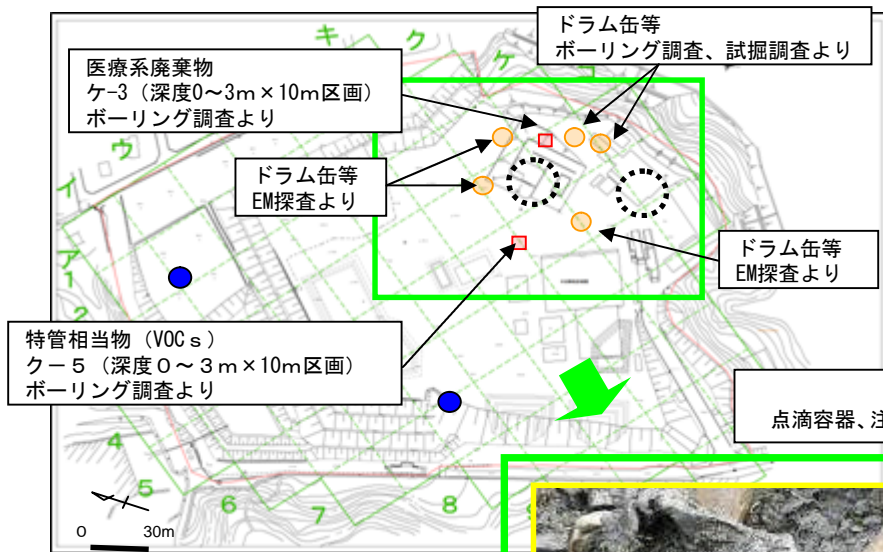
大栄環境(株) (株)GE

三重中央開発(株)



区画	掘削量	場外処理物	場外処理量	左記以外
A	6,867 m ³	ドラム缶、液状廃棄物浸潤土砂等、 医療系廃棄物混じり土	1017t (内ドラム缶79本)	二次対策で 選別後に処理
B	2,351 m ³			
C	909 m ³	ドラム缶、液状廃棄物浸潤土砂等、 確認されず	0t	二次対策で 選別後に処理
D	404m ³	特別管理産業廃棄物相当物(VOCs)	539t	なし
計	10,531m ³		1556t	

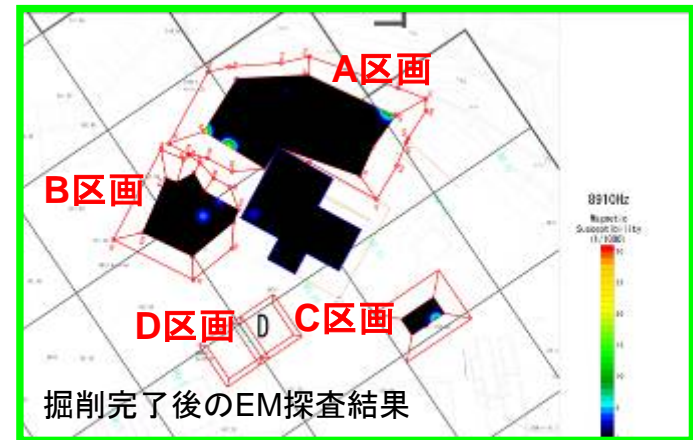
一次対策工事で掘削した廃棄物土の状況



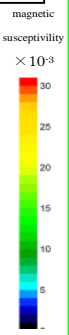
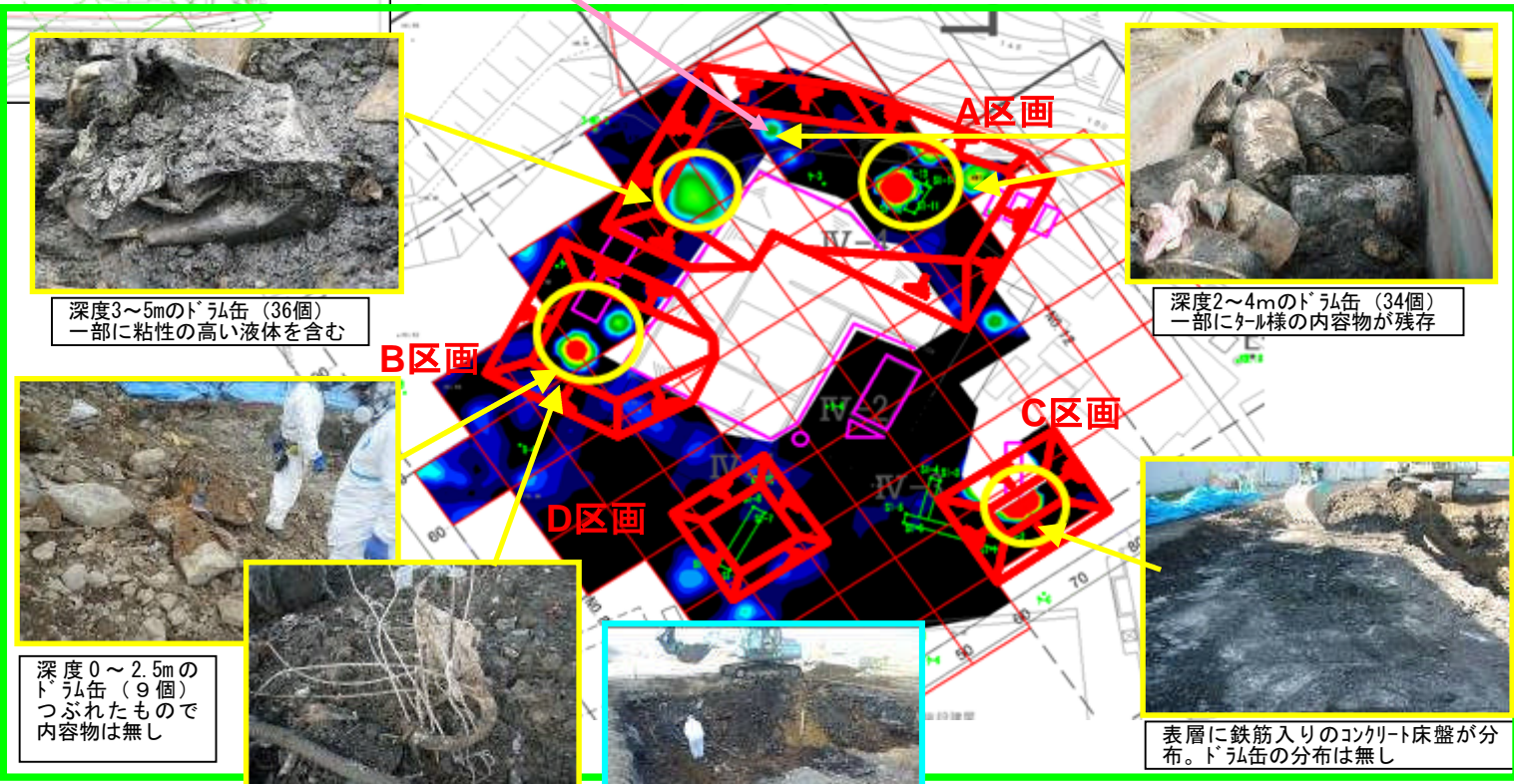
- 凡 例
- 焼却炉跡
 - 特管相当物が埋められている箇所
 - ドラム缶等が埋められている
疑いのある箇所
 - 掘削計画範囲
 - 浸透水揚水井戸



医療系廃棄物 (A区画)
点滴容器、注射器、注射針、試験管、採血容器など



掘削後(一次対策工事)に二次調査ボーリングを6箇所で行って実施
県H24-ケ-3-n1(4~7m)、県H24-ケ-3-n2(6.9~9.9m)において
ふっ素が土壤環境基準を超過していることを確認

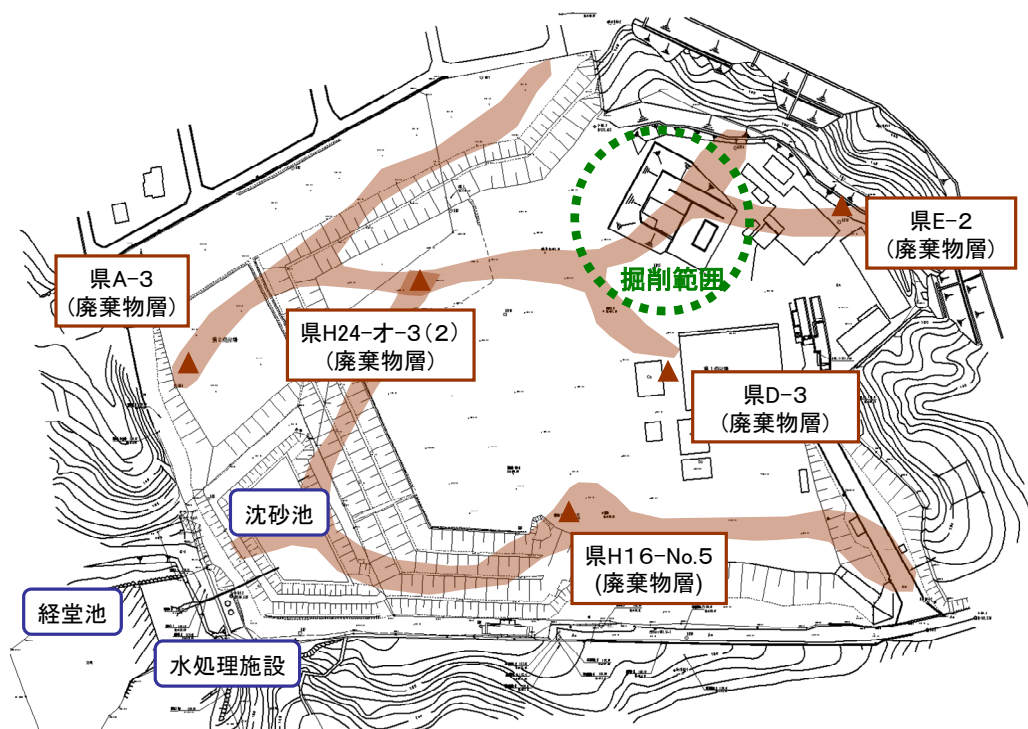


医療系廃棄物 (B区画) 点滴容器、注射器、注射針、試験管、採血容器など

深度3~4m前後、コンクリート柱の鉄筋が密集して分布。

VOCs(D区画) 黒色の廃棄物 木くず等

一次対策工事(掘削)に伴う浸透水への影響の確認



調査結果

一次対策工事(掘削)に伴う浸透水への影響は確認されなかった。

なお、A-3地点において、増加した項目も見られたが、直上流側のH24-オ-3(2)地点には変化がないことから、一次対策工事(掘削)の影響によるものではなく、この地点特有の変化と考えられる。

調査地点

掘削範囲の上流地点: 県E-2

掘削範囲の下流地点: 県H24-オ-3(2)と県D-3

掘削範囲の最下流地点: 県A-3と県H16-No.5

調査時期

工事前(2回): H24年10月2日、H24年11月5日

工事中(4回): H24年11月27日、H25年1月8日、
H25年1月28日、平成25年2月25日

工事後(1回): H25年3月12日

調査項目

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、
ベンゼン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、
砒素、ふっ素、ほう素、鉛、ダイオキシン類、総水銀

2. 浸透水揚水井戸の新設による地下水への汚染拡散の軽減

実施計画

- ◆ 浸透水流向の下流に位置しかつ十分な量の浸透水の集水が期待できると想定される適切な位置に井戸を設置する
- ◆ 井戸の設置にあたっては、廃棄物層下の粘性土層を破壊して浸透水が地下水帯水層に漏出することのないように施工
- ◆ 井戸設置後は浸透水の浄化効果を確認し、効果が小さい(有害物質の濃度が低い、浸透水が枯渇する)場合には、井戸の位置の変更を行い、必要に応じて井戸の増設等を行う

実施結果

- ▶ 廃棄物土層の底部の地山の谷地形に沿った浸透水の流れの下流および浸透水面付近の浸透水の流れの下流に設置
- ▶ 地下水帯水層(ks2層)の上部粘土層(Kc3層)を損傷させることのないよう、揚水井戸の深さがNo.1(標高140.3m)は20.3m、No.2(標高150.3m)は23.3mとなるよう設置
- ▶ 継続して105m³/日処理できるだけの揚水量を確保できている。

